

## **FAQ IBC**

### **1. 事業範囲 (Scope of Activities)**

Q1) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) の事業範囲はどのような内容でしょうか？

**A1 (回答)** IBC の事業範囲は以下の通りです。

- 1.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- 1.2 原材料および部品の調達
- 1.3 製品の研究開発
- 1.4 技術支援
- 1.5 マーケティングおよび販売促進
- 1.6 人事管理、トレーニング
- 1.7 財務に関するアドバイス
- 1.8 経済と投資の分析および研究
- 1.9 ローン管理・コントロール
- 1.10 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス
- 1.11 国際貿易事業
- 1.12 歳入局が規定したその他の支援サービス

Q2) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) は主に関連会社向けにサービスを提供する事業ですが、国際貿易事業のみを行いたい場合、IBC を申請し認可を受けることは出来ますか？

**A2 (回答)** 出来ません。IBC の前身である国際貿易センター (International Trading Center: ITC) では可能でしたが、2018 年 12 月に IBC を導入してからは廃止となっています。

IBC は国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ) 事業をメインに IBC に変更したものであり、原則関連会社へのサービス提供が必要です。また、上記 1.1 から 1.10 の事業のうち一つ以上を主たる業務として IBC 事業を行う場合のみ、1.11 の国際貿易事業を行うことが出来ます。

Q3) 当社は外資 100% 出資で製造業を行っています。今般、日本本社から半製品を輸入、タイ国内で販売するという貿易業務を計画しています。BOI への申請は可能でしょうか。

**A3 (回答)** Q&A2 の通り、貿易事業のみで BOI へ申請は出来ません。外資企業が貿易業務を行う場合は、商務省事業開発局外国人事業課にて認可を取得するか、卸売業を行うために払込資本金を 1 億バーツ増資する必要があります。小売業を行いたい場合は、外国人事業課に認可を取得するか、払込資本金を別途 1 億バーツ増資する必要があります。

Q4) 当社は外資 100%出資企業で、タイ及びアジアの関連会社の資金管理や貸付業務、及び貿易集中決済等いわゆる財務統括事業を検討しています。BOI の認可を受けて外資企業で事業を行うことが出来ますか？

A4 (回答) 最初にタイ中央銀行より財務センター (Treasury Center) の許可証を取得する必要があります。その後、BOI の IBC 業務に財務センター (Treasury Center) の申請を行ってください。税務特典の活用を検討する場合は、BOI とは別に歳入局の「IBC」を申請する必要があります。

## 2. 定義 (Definition)

Q1) IBC の「関連会社」とは何ですか？

A1 (回答) 「IBC の関連会社」とは、以下のように国際ビジネスセンター(IBC)に關係する会社または合名会社法人です。

- (1) IBC の 25%以上の株式を直接/間接的に保有している会社または合名会社法人
- (2) IBC が 25%以上の株式を直接/間接的に保有している会社または合名会社法人
- (3) (1)の会社または合名会社法人が 25%以上の株式を直接/間接的に保有している会社または合名会社法人
- (4) IBC の業務および経営を管理、監督する権限を持つ会社または合名会社法人
- (5) IBC が業務および経営を管理、監督する権限を持つ会社または合名会社法人
- (6) (4)の会社または合名会社法人が業務および経営を管理、監督する権限を持つ会社または合名会社法人

## 3. 要件 (Conditions)

Q1) 業種 7.34 国際ビジネスセンター (IBC) の国際貿易事業は、従前の国際貿易センター (ITC) と何が違うのでしょうか？

A1 (回答)

認可要件について ITC とは異なります。要件は以下の通りです。

1. 払込登録資本金が 1 千万バーツ以上であること。(ITC と同じ要件)
2. IBC に必要な知識及び技術を有する正規従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、関連会社への財務管理サービスのみを提供する IBC の場合は、知識および技能を有する正規従業員を 5 人以上雇用すること。(新たに追加)
3. 国際貿易事業を行う場合、上記の事業範囲の 1.1-1.10 の中の 1 つ以上を有すること。(新たに追加)

特典内容については、ITC に認められていた免税特典は対象外となりました。

- ・ 機械の輸入税免除は免除されない (第 28 条)。また、輸出处向け製造用の原材料および必要資材輸入税も免除されない (第 36 条)。

以上、特典申請要件の変更点については雇用条件の追加、関連会社に対するサービス提供が必要であるという事業範囲条件の追加、そして税務特典関連では機械の輸入税免除 (第 28 条) と原材料の輸入税免除 (第 36 条) の廃止です。

業種 7.34 国際ビジネスセンター（IBC）の国際貿易事業を行う希望する事業者は、IBC の事業範囲の 1.1－1.10 の中の事業も行うことが必要条件であることを認識頂く必要があります。

Q2) 国際ビジネスセンター（IBC）では最低 1 社の国外の関連会社へサービスを提供しなければならないのでしょうか？

A2 (回答) 業種 7.34 国際ビジネスセンター（IBC）の事業範囲の 1.1－1.10 に該当するサービスについては、最低 1 か国のタイ国外に存在する関連会社に提供する必要があります。また、タイ国内の関連会社に対しサービスを提供することもできます。

Q3) プロジェクトが「IBCに必要な知識及び技術を有する正規従業員」の要件を充足することについて、どのような基準で確認しますか。

A3 (回答) 基本的に学歴、職責および IBC プロジェクトで従事する業務内容から総合的に判断します。また、恩典を使用する際にも確認します。

#### 4. 恩典 (Incentives)

Q1) 国際ビジネスセンター（IBC）は BOI 恩典の B1 グループに該当しますが、機械・原材料の恩典がどのように付与されますか？

A1 (回答) IBC 事業で輸入税免除恩典の対象となるのは、研究開発および研修に使用する機械のみです。原材料輸入税は免除されません。

#### 5. BOI への投資奨励申請方法 (BOI Application)

Q1) BOI の IBC を申請したいと考えています。申請方法を教えてください。

A1 (回答) BOI の下記リンクにて投資奨励申請が可能です。

[https://www.boi.go.th/index.php?page=form\\_app1](https://www.boi.go.th/index.php?page=form_app1)

**【BOIの申込申請書のリンク】**

[https://www.boi.go.th/index.php?page=form\\_app1](https://www.boi.go.th/index.php?page=form_app1)

#### 6. IBC の新規取得／ROH、IPO、IHQ、ITC から切り替える場合の投資奨励申請 (Application for investment promotion of IBC in addition to/instead of ROH, IPO, IHQ, ITC)

Q1) 認可済の IHQ について、IBC への切り替えは可能でしょうか？

A1 (回答) 可能です。但し、IBC の要件を充足させる必要があります。

Q2) 認可済の ITC について、IBC への切り替えは可能でしょうか？

**A2 (回答)** 切り替えは出来ません。IBC を新規に取得してください。なぜなら、ITC で享受できた機械輸入税免除の恩典（第 28 条）および輸出向けの原材料輸入税免除の恩典（第 36 条）が IBC では対象外となるためです。

Q3) BOI の「IPO」を取得済みの外資 100%出資の企業は、タイ及びアジアの関連会社の営業やマーケティングをサポートして、その対価でフィーをもらい統括業務を運営するために事業を拡大していくのですが、このような場合はどうしたら良いでしょうか？

**A3 (回答)** 新しい会社を作る必要はなく、当該事業の拡大のために IBC を奨励申請することが可能です。

Q4) IHQ および ITC と異なり、IBC のために変更した投資奨励要件および恩典にはどのようなものがあるのでしょうか？

**A4 (回答)** 国際地域統括本部 (International Headquarters : IHQ)および国際貿易センター (International Trading Center : ITC)は奨励停止となっています。IBC は国際地域統括本部 (International Headquarters : IHQ)の奨励を IBC に変えたようなものなので、関連会社へのサービス提供計画を有しなければならないという条件があります。また、関連会社へのサービス提供の事業(IHQ)を中心に行う場合のみ、国際貿易事業に奨励します。

(1) 要件 :

- IBC に必要な知識及び技術を有する正規従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、関連会社への財務管理サービスのみを提供する IBC の場合は、知識および技能を有する正規従業員を 5 人以上雇用すること。
- 業務 7.34 国際ビジネスセンター (IBC) の国際貿易事業を行う場合、IBC の事業範囲の 1.1-1.10 の中の 1 つ以上有すること。

(2) 恩典 : BOI の機械と原材料輸入税免除の恩典は対象外となりますが、関税局に輸入税の還付が申請できます。

Q5) BOI の「IHQ 及び ITC」を取得済みの外資 100%出資の企業は、今後「IBC」に切り替える必要はあるのでしょうか？

**A5 (回答)** 既に「IHQ 及び ITC」取得し事業を展開している企業は、別途「IBC」に切り替える必要はありません。ただし、IBC に切り替えたい場合は、IBC の要件を充足する必要があります。

Q6) 当社は外資 100%出資の企業で、2015 年に BOI の「ITC」を取得しています。今般、ベトナム→香港の商流が増える為、新たに歳入局の IBC 恩典を検討しています。なお、商流は三国間貿易（商品はタイを経由せず直接ベトナムから香港へ）です。歳入局への IBC 申請は可能でしょうか。

**A6 (回答)** 申請出来ません。当該 OUT - OUT 商流は既存の BOI の ITC の奨励事業の範囲内ですが、当該商流にかかる歳入局の税務特典は、IBC への移行に伴い廃止されています。当該収益に対する財務省、歳入局の法人税の優遇は対象外となり、通常の法人税の対象となります。

**Q7)** 当社は 2015 年に BOI の「IHQ」を取得した外資 100%出資の企業です。

2019 年から現地に R&D 機能を移管し、本社より研究開発費用を受領、収益を計上する計画です。その利益を対象に歳入局の法人税免除を目的とした IBC 申請を行いたいと考えているのですが、どうしたら良いのでしょうか？

**A7 (回答)** 歳入局の法人税免除を目的に申請したい場合、歳入局宛て IBC の新規申請案件となります。

**Q8)** 当社は 2015 年に BOI の「IHQ」を取得した外資 100%出資企業です。2017 年には歳入局の「IHQ」の法人税特典の認可も取得しました。今般導入された「IBC」について、切り替えを検討した方がよいのでしょうか？

**A8 (回答)** 御社の方針によります。特に歳入局の「IHQ」を継続する場合、期限内（15 会計期間）の税務特典は享受可能です。

**Q9)** 当社は 2003 年に BOI の「ROH」を取得した外資 100%出資企業で、2005 年には歳入局の「ROH」の法人税特典の認可も取得しました。今般「IBC」への切り替えを検討した方がよいのでしょうか？

**A9 (回答)** 御社の方針によります。法人税特典を目的に申請したい場合、歳入局の「IBC」を取得してください。ただし、IBC の要件を充足する必要があります。

**Q10)** 歳入局の「IHQ 及び ITC」における外国人の個人所得税に関して、要件（月間 20 万バーツ以上の所得、180 日以上タイに滞在等）を充足すれば、低減税率（定率 15%）を享受できましたが、「IBC」による変更はありますか？

**A10 (回答)** 変更はありません。

\*\*\*\*\*